

京都市告示第 53 号

京都市横大路運動公園条例第 2 条及び京都市都市公園条例第 7 条の規定により、京都市横大路運動公園体育館及び京都市桂川緑地久我橋東詰公園各施設の供用時間を、次のとおり変更します。

平成 22 年 4 月 5 日

京都市長 門川大作

平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、次の各項及び各号に掲げる施設の供用時間を、当該各項及び各号に掲げるとおりとする。

1 京都市横大路運動公園体育館

午前 8 時から午後 10 時まで

2 京都市桂川緑地久我橋東詰公園

(1) 第 1 球技場、第 2 球技場、第 3 球技場及び運動場兼ソフトボール場

午前 6 時から午後 7 時まで

(2) テニスコート

午前 8 時から午後 7 時まで

(理由)

市民サービスの向上を図るため

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)